

社会福祉法人米原市社会福祉協議会福祉団体等活動推進補助金交付要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人米原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、米原市において地域に根ざした福祉活動ならびにボランティア活動を推進し、市内のまちづくりや、住民の社会福祉向上に貢献する活動団体・ボランティアグループ等（以下「団体等」という。）の自主的かつ自発的な事業・活動に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

(交付の対象)

第2条 この補助金は次に掲げる団体等に対し交付するものとする。ただし、団体等のメンバーは、家族（配偶者もしくは3親等以内の親族）以外を含めた者で構成するものとする。

- (1) 市内全域をもって構成する団体等
- (2) 旧町単位をもって組織する団体等
- (3) 自治会内に在住するメンバーで構成するが、自治会を超えて活動する団体等
- (4) その他、本会会長が適当と認めた団体等

2 次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は補助の対象外とする。

- (1) 前項第1号および第2号に該当する上部組織を持つ団体
- (2) 本会地域福祉活動補助金交付要綱に規定する小地域福祉委員会等および自治会
- (3) 米原市が行う地域お茶の間創造事業の補助を受ける団体
- (4) 地域お茶の間創造事業（居場所づくり事業）との同一日で開催する事業

(補助対象期間)

第3条 この補助は、当該年度の4月1日から3月31日の間に実施する活動を対象とする。

(補助金の種類及び金額)

第4条 補助金の種類は下記の通りとする。ただし、第1号および第2号に掲げる補助金はいずれか一をもって申請するものとする。

- (1) 団体・グループ活動補助金

ボランティアグループ補助金については、下記を基準に補助を行う。

1. 基本額	グループ所属者のボランティア活動保険加入者数 ① 2～9人 2,000円 ② 10人以上 5,000円
2. 加算額 (ボランティア活動の実施)	1回500円×活動回数 限度額：15,000円
3. 補助対象経費	限度額：7,500円

- (2) 子ども食堂または学習支援開催補助金

子ども食堂または学習支援開催補助金については、下記を基準に補助を行う。

1. 補助額	算出方法：1,000円×回数 限度額：24,000円
2. 加算額	子どもに限らない多世代が参加できる食堂（地域食堂）とした場合に加算 算出方法：2,000円×回数 限度額：10,000円

(3) 新規事業実施補助金

新規事業実施補助金については、下記を基準に補助を行う。

補 助 額	○毎年度3団体まで ○1年目：3団体総額30万円 2年目：3団体総額15万円 3年目：3団体総額10万円 ○総事業費の3/4を上限とする。
-------	---

(補助金交付申請及び請求)

第5条 補助金を受けようとする団体等の代表者は、第4条第1項第1号及び第2号の補助金については、福祉団体等活動推進補助金交付申請書兼請求書(様式第1号・ボランティアグループにおいては、様式第1号-3)に次の各号に掲げる書類を添えて、事業当該年度の5月末日までに本会会長に提出するものとする。ただし、第4条(3)の補助金については、6月末日までに本会会長に提出するものとする。

- (1) ボランティアグループ名簿(様式第2号)
- (2) 事業計画書(ボランティアグループにおいては様式第3号、第4条第1項第3号の補助金に関しては様式第1号-2を使用)
- (3) 収支予算書(ボランティアグループにおいては様式第4号を使用)
- (4) 会則・規約など
- (5) 初めて申請する団体は、当補助金で使用する以外の経費がわかる事業全体の事業計画書および収支予算書

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 本会は、前条の申請があったときは、以下の項目を勘案し、当該申請書の審査及び必要に応じて調査等を行い、適当と認めたときは、福祉団体等活動推進補助金交付決定通知書(様式第8号・ボランティアグループにおいては様式第8号-1)により通知するものとする。

- (1) 住民の社会福祉向上に対する活動の公共性および貢献度
 - (2) 社会福祉向上のため、既存の活動以外に新しい活動を展開しようとしているもの
 - (3) 前年度の実績
- 2 第4条第3号に掲げる事業については、本会総務地域福祉委員会において交付の決定を行うものとする。
- 3 本会会長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払いにより交付することができる。

(変更の届出)

第7条 補助金を受ける団体等の代表者は、次の各号の一に該当する場合には、福祉団体等活動推進補助金変更届出書兼請求書(様式第9号・ボランティアグループにおいては様式第9号-1)を本会に届出なければならない。

- (1) 事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には本会会長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、会長の承認を受けなければならない。

- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、本会会長に報告し、その指示を受けなければならない。

(事業実績報告書の提出)

第8条 この補助金に係る事業が完了したときは、事業完了後1カ月以内または翌年度の5月末日のいずれか早い日までに、第4条第1号及び第2号の補助金については、福祉団体等活動推進補助金実績報告書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて、本会会長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書(ボランティアグループにおいては様式第6号、第4条第3号に該当する事業については、様式第5号-2を使用)
- (2) 収支決算書(ボランティアグループにおいては様式第7号を使用)
- (3) その他、活動の内容がわかる資料(発行物・写真など)

(事業内容の公開)

第9条 本会会長は、補助事業の内容について、本会または本会が認める団体が作成する広報物、ウェブサイト等で公開するほか、本会会長が適当と認めた関係機関へ情報提供することができる。

付則 この要綱は、平成18年 4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成21年 4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成22年 4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。